

2026 年 9 月 17 日

【重要】出張買取時における「出張買取契約書」の交付義務違反に関する 厳重注意とコンプライアンス遵守の徹底について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は「おたからや」チェーンの運営に多大なるご尽力をいただき、心より御礼申し上げます。

近日、出張買取（訪問購入）にお伺いした際、お客様と「出張買取契約書」を交わしていない（法定書面の交付を行っていない）という事態が発覚いたしました。本部で確認しましたところ、残念ながらこのような事態が一部で散見されており、看過できない極めて重大な事態として重く受け止めております。

出張買取において契約書を交わさない行為は明確な法律違反です。改めて以下の遵守事項をご確認いただき、店舗スタッフ皆様への徹底した周知とご指導をお願い申し上げます。

記

■ 違反する法律および罰則について

出張買取時に、物品の種類や買取価格、クーリング・オフに関する事項等を記載した書面（出張買取契約書）を交付しないことは、**【特定商取引法（訪問購入における書面の交付義務）】等の明確な違反**となります。

- ・ **行政処分**：業務改善の指示や、最長 2 年間の業務停止命令の対象となります。
- ・ **刑事罰**：悪質な場合、「6 ヶ月以下の懲役または 100 万円以下の罰金」等の刑事罰が科される可能性があります。
- ・ **古物営業法に基づく処分**：古物商としての適格性が問われ、営業停止や許可取り消し処分に直結する恐れがあります。

■ 「おたからや」チェーン全体のブランドイメージに関わる重大なリスク

法令に反した無契約での買取行為（クーリング・オフ等の権利説明の不履行）は、お客様とのトラブルに直結します。万が一これらが公になれば、ニュース報道や SNS 等を通じて瞬く間に拡散され、当該店舗のみならず「おたからや」チェーン全体のブランドイメージや社会的信用を根底から失墜させます。全国で真摯に営業されている他の加盟店様にも致命的な悪影響を及ぼす極めて重大な問題です。

■ 契約書交付の【絶対遵守】の指示

出張買取を行う際は、いかなる理由があろうとも、必ず本部の規定に則り「出張買取契約書」を作成してください。クーリング・オフ制度等の必要事項をお客様へ十分にご説明のうえ、ご署名・ご捺印をいただき、必ず控えをお渡しすることを**【絶対遵守】**として全スタッフの皆様へ徹底してください。

リユースビジネスの根幹は「お客様との信頼関係」です。法令遵守なくして、この信頼関係は成り立ちません。健全な店舗運営を徹底していただきますようお願い申し上げます。

本件に関して、ご不明な点がございましたらお気軽に SV（スーパーバイザー）までご相談ください。

敬具

2026 年 9 月 17 日
株式会社いふらん
執行役員
FC 事業本部 加盟店開発営業部
部長代行 松村 翔大